ASBJ

第 576 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(5)-3
日付	2026 年 5 月 14 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	第 254 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）において、金融資産の分類アプローチの一部である負債性金融商品と資本性金融商品の区分に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチの採用の是非に関する事項）

2. 負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチは取り入れず、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持するという事務局の提案に同意する。

3. 資料(6)第 28 項の提案は、フェーズ 1 における対応方針であり、フェーズ 2 では改めて検討することを想定しているという理解でよいか。

（フェーズ 1 で取り扱う金融資産の範囲に関する事項）

全般的な事項

4. フェーズ 1 で取り扱う金融資産の範囲に関する事務局の提案に異論はない。

債券に関する事項

5. IFRS 会計基準において資本性金融商品に分類される債券は我が国において限定的であると割り切った上で、債券についてはすべて負債性金融商品とみなしてフェーズ 1 において検討を進めるという事務局提案に異論はない。

6. 発行会社の完全裁量により利息の支払いを停止（非累積）できるような一部の永久債については、IFRS 会計基準において資本性金融商品と負債性金融商品のいずれに分類されたとしても、SPPI 要件を満たさず、純損益を通じて公正価値で測定されることになることから、負債と資本を必ずしも区分する必要ないと考えられる。本資料において、一部の永久債に関する分析が含まれている理由について、確認させていただきたい。

種類株式に関する事項

7. 債券と同様に取り扱う種類株式について、発行会社の完全裁量で償還することができる場合には、IFRS 会計基準において負債性金融商品に該当しない可能性があると考えられるが、このような種類株式についても負債性金融商品とみなしてフェーズ 1 の検討対象とすることを想定しているという理解でよいか。

8. 債券と同様に取り扱う種類株式に関して、資料(6)第 25 項と第 26 項のつながりが分かりにくいように思われる。

その他の事項

9. 金融資産の減損プロジェクトのステップ 3 において検討を行った信託受益権について、フェーズ 1 で取り扱うどうかを検討することが考えられる。

（その他）

10. 今後の検討に関して、どの程度 IFRS 会計基準と整合させるかについては個々に判断していることが考えられる。

以　上